

一般調査報告書

フランスにおける小売業の日曜・夜間営業の状況

欧州、特にパリを訪れたことのある方はご存じとは思いますが、日曜日にデパートや商店街が賑わう日本と異なり、こちらでは、日曜日は観光地域及び空港・ガソリンスタンド以外の商店は閉まってしまいます。また、世界で最も有名な観光ポイントの一つであるシャンゼリゼ通りにおいても、小売店舗は午後9時にはほとんど閉店してしまう状況です。

欧州においてこのような状況にあるのは、現在ではフランスやドイツ、スイスなどであり、両国とも法律・条例によって営業日・時間が厳格に決められているからなのですが、最近フランスでは、日曜・夜間の商店開店を合法化しようという議論が起きています。

今回は、フランス・ドイツを始めとした、欧州における小売店舗の日曜・夜間営業の状況について報告します。

<欧州における日曜・夜間営業の経緯>

欧州における営業日・時間の経緯は、歴史をひもとくと、ローマ帝国時代までさかのぼることになります。西暦321年にローマ帝国のコンスタンティン皇帝が日曜日を休日と決めて以来、キリスト教国では、日曜日はミサの日となり、仕事は禁止されました。12世紀に入ると、ローマ帝国内ではユダヤ人やサラセン人といったイスラム教徒にまで拡大されており、欧州では1800年間もの間、ずっとこの適用が続いています。

1877年、スイスで施行された「労働法」において、労働者の日曜労働禁止が盛り込まれたのを始めとして、1900年には、ドイツ帝国において「閉店法」が施行され、小売業の営業は平日の5時から21時までとされました。フランスでは1906年に政教分離された第三共和制により、日曜日は全ての労働者にとって休日であると定められています。

当時の背景として、欧州における被雇用者の平均寿命が40歳以下であった時代であり、激しい労働運動の末に労働者たちが勝ち得た権利として、非常に重要な出来事であったと思われるのですが、制定された理由としては大きく三つ挙げられると思います。

一つ目は、歴史から見ても宗教的、文化的なものであり、日曜はキリスト教の安息日であり、宗教的観点からその慣習を保護する理由が挙げられます。

二つ目としては、労働者保護が挙げられます。小売店の営業時間が長くなると、結果として労働者に長時間労働を強いる可能性があり、これを防ぐために日曜営業、夜間勤務を制限するとされています。

三つ目としては、小規模小売店舗の保護が挙げられます。営業時間が法制化されていないと、資本力のある大規模店舗が営業時間を延長して、小規模店舗の客を奪ってしまうことにより、結果的には小規模小売店舗が生き残れなくなるという理由です。

<ドイツにおける状況…原則日曜営業は禁止>

前述したドイツの「閉店法」についてですが、実は数々の例外規定を設けてあります。同法は薬局、ガソリンスタンド、空港や駅、観光地の店舗などに特例を認めており、例えばガソリンスタンドは「全ての日について 24 時間営業できる」こととなっています（法第 6 条 1 項抜粋）。通常、観光客はあまり行きませんが、ガソリンスタンドには相当数の食料品や日用品が販売されており、ドイツ人にとってガソリンスタンドは、日本での「コンビニ」の役割を果たしているとも言えます。

また、2006 年のドイツ・ワールドカップの際に、期間限定で営業時間が拡大されたほか、9 月 1 日にドイツ連邦基本法（憲法）の改正が実施され、「閉店法」を定める権限が連邦政府から州政府に委譲されたことにより、州政府が営業時間をそれぞれ自由に規定することができるようになりました。

各州で相当の議論を重ねた結果、ドイツ 16 州のうち 12 州で平日の 24 時間営業が認められたほか、日祝祭日は年 3～6 日程度営業許可を認める州が 15 州となり、通常 12 月のクリスマスまでの日祝祭日は営業できることとなっています。

それではこの規制緩和によって、ドイツで 24 時間営業しているスーパーが多いかと言うと、そうでもありません。従来から「閉店法の緩和」を要求していた大規模店舗は改正後に試験的に営業時間を拡大しましたが、それが売上増には結び付かなかったとのことです。また、大幅に営業時間を拡大することはなく、試験的な 24 時間営業の事例は、一部の都市部を除き、殆どなかったということです。

更に言えば、ドイツは相当の議論を重ねた上で、原則的に日曜営業をしないことを再確認したとも言えます。後述しますが、この結論が周辺諸国に少なからず影響を及ぼしていることとなります。

<スイスにおける状況…欧州一厳格な規制の緩和>

スイスにおいても、営業法により、小売店は月曜から土曜の 6 時から 23 時まで営業できることとなっています。しかし、各州においては、労働者の保護を目的とした労働法を優先しなければならず、州法で営業時間を制限（通常 18 時 30 分まで）しています。しかし、この場合もガソリンスタンドの売店や家族経営の小売店などでは営業時間の延長が認められており、空港や観光地でも同様です。

但し、ガソリンスタンドの売店においても、深夜 1 時から朝 5 時までの間は販売可能な商品が制限されており、売店の陳列棚の一部をカバーで隠さなければなりません。このようなガソリンスタンド売店がスイス全土で 1330 店舗も存在しており、スイスは欧州において、日曜・夜間営業が最も厳しい国と言えます。

今年 9 月、スイスにおいて、「日曜日の営業時間延長の是非」の住民投票が実施され、約 55.8%の賛成を集めた結果、営業法が改正されることになりました。これによりガソリンスタンドや高速道路沿いのレストランは、日曜・夜間も営業できるようになりました。

しかし、昨年 6 月にチューリヒ州で行われた「小売店営業時間の自由化を求めるイニシアティブ（国民発議）」は 70.7%という明白な結果で否決されており、営業時間の完全自由化には否定的な結論となっています。

<南欧における状況…営業時間規制緩和とその効果>

南欧諸国については、近年小売業の営業時間規制が緩和される動きが目立っています。

2010年にポルトガルにおいて、小売業の営業時間規制が緩和されたほか、スペイン、イタリアにおいても2012年6月に規制緩和が決定しました。

スペインでは、現行法で基本的に日曜日は営業が禁じられていましたが、政府が進める経済立て直し策の一環により、マドリード首都圏にある全ての店舗において、日曜を含む24時間営業が可能となりました。25%を超える失業率である同国の雇用促進につながると期待されての施行です。

ポルトガル、イタリアについてもほぼ同様の理由により営業時間規制の緩和を決定しており、昨今の景気動向や失業率を踏まえた動きとなっていますが、施行から1年程度経過した段階では、まだその効果は見えていないようです。実際、イタリアではイタリア商業連盟が景気浮揚効果を疑問視しており、規制の復活を求めています。

<フランスにおける状況…複雑な規制と複雑な現状>

これらの周辺国の状況を踏まえ、フランスにおける現在の状況を記載しますが、まず、フランスでの現行の法規制はとても複雑なものとなっています。

(日曜営業規制)

原則	禁止	(例外) 自営業者は可能
例	1. 業種の条件 「公衆のニーズ」「生産による条件」を果たす小売業は営業可能	ホテル、カフェ、レストラン、煙草店、ガソリンスタンド、家具店、園芸店、花屋、魚屋、医療・福祉関係、輸送、新聞 ※精肉店等の食料品店は午後1時まで、
	2. 所在地条件	
外	① 条例によって指定された観光地区に立地する場合は営業可能	パリ市内はシャンゼリゼ通り等、7つの地区が指定 (デパートが密集するオスマン通りは含まれていない)
	② 指定の消費特別地区に立地の場合は営業可能	国内40箇所、事実上パリ・リール・マルセイユにおける郊外3箇所に集中(いわゆる郊外型ショッピングモール)
	③ 空港に立地の場合	駅については例外規定なし
	3. 特別許可条件	食料品店以外は、市長の特別許可を条件に、年5回日曜営業可能。

(夜間営業規制)

原則	21時から6時までは禁止	(例外) 自営業者は可能
例	1. 業種の条件 「社会的役割を果たすサービス」「経済活動の継続性」を果たす小売業は営業可能	レストラン、ガソリンスタンド、薬局、ディスコなど
	2. 社内または業界レベルの合意書の条件	各社が労働組合との交渉の上、夜間営業に関する合意書を締結することが条件
外	3. 店舗規模条件	スーパーとデパートでは運用が異なる。 ・スーパーの場合、小売業界全体(連盟)レベルで組合と交渉 ・デパートの場合、各店舗レベルで組合と交渉

体系自体がとても複雑な表となっていますが、このほかにも各地方により、店舗面積で運用が異なるケースがあります。この体系を踏まえ、フランスでの営業規制がどのような現状になっているかを列挙してみました。

(フランスでの小売業営業規制の現状)

- ・空港と異なり、鉄道駅は通常の市街地と同等の取扱いであり、日曜、夜間の衣料品、日用品販売はできない。
- ・同資本のスーパーマーケットでも、販売商品の種類により日曜営業が不可能なケースが出てくる。例えば、大型スーパーのカルフルは指定地区以外の日曜営業は不可能だが、販売品目がほとんど食料品である都市型小規模スーパーのカルフル・シティーは日曜午後1時までの営業が可能。
- ・園芸店と家具店は所在地を問わず日曜営業が可能だが、同等または類似の製品を取り扱うホームセンターは、指定地区に立地していない限り、日曜営業不可能。
- ・嗜好品である煙草店は日曜営業可能だが、同じ香水・化粧品店は自営業でない限り日曜営業ができない。
- ・夜間営業には労働組合との交渉が不可欠だが、デパート系小売業はスーパー系と異なり、店舗毎に交渉が必要であり、交渉締結へのハードルが高い。

これらの現状を踏まえつつ、今年5月からは「日曜・夜間の店舗開店を合法化しよう」という運動が起きています。運動の主体はイル・ド・フランスの大手修理道具販売店で、立地地域や競争のアンバランスを主張しています。これに対し、労働組合は、社内での組合との合意書を巡り、労働法違反として各社を訴えるケースが相次いでいます。

まず、大手ホームセンターチェーンの **Bricorama** は、労働組合の告訴により 2012 年 12 月に観光地、消費特別地区に立地していない 32 店舗の日曜営業を中止するよう命じられてました。すると同社は消費特別地区に立地している競合社の **Castorama** と **Leroy Merlin** を競争のアンバランスを理由に訴えを起こし、裁判所は合計 15 店舗の営業の一時中止命令のほか、日曜営業を中止しない場合は 1 店舗につき 1 日 12 万ユーロ (約 1600 万円) の罰金を科すと判断したのです。

夜間営業に関しても、シャンゼリゼ通りの **Sephora** (化粧品・香水小売) は社外の労働組合に訴えられ、24 時までの夜間営業を中止しない場合は 1 日 8 万ユーロ (約 1100 万円) の罰金を科すと判断されたほか、**Saint Lazare** 駅の中にあるカルフル・シティーも同様の訴えにより、日曜の午後 1 時以降と夜間営業ができなくなっています。

その他、これまでに **BHV** (日用品小売)、**Franprix**、**G20**、**Super U** (以上スーパー)、**Galleries Lafayette**、**Monoprix** (以上百貨店) のほか、アップルストアやユニクロまでも夜間営業を停止したとのことです。

この国内での泥沼化した状況について、現政権は現行法を指示している一方、フランス国営郵便局 **La Poste** の前総裁を登用したうえで、現行法の問題点を調べさせ、11 月末までに提言を出すこととしました。さて、この結果はどうなったのでしょうか。

<現段階でのフランスの結論>

12 月 2 日に、**La Poste** のバイイ前総裁からエロー首相に対し、日曜営業規制に関する報告書が提出されました。まず驚いたのは、今回の報告書はあくまでも日曜営業規制に関する報告であり、夜間営業については何も記載されていません。21 時以降の営業は労働組合の合意が必要であることから、日曜営業よりも相当ハードルが高いものと思われます。

以下、100 ページにもわたる報告書の内容についての要点を列挙します。

(報告書の要点)

1. 2015年7月1日を目途として、業種別の日曜営業容認制度を見直すこと。また、家具販売店の日曜営業容認を取り消す。
2. 特別許可条件を緩和し、市長許可による日曜営業を年5回から7回にするほか、これとは別に年5回を店舗の裁量で営業可能とすること。
3. 日曜営業が認められる指定地区制度を一本化し、市町村レベルで地区を指定する。地区の指定においてはこれまでよりも大きな区割りにし店舗間格差を最小限にするよう配慮すべき。
4. 観光地区と消費特別地区の労働条件を一本化し、従業員の待遇が高いほう（消費特別地区では2倍の日当と代休を付与）に合わせるべき。

報告書の結論として、日曜営業は引き続き原則的に禁止の方針を維持しつつ、これまで例外となっていた条件を整理する内容となっています。

最初に、今回の報告の発端となったホームセンターの日曜営業については、これを明確に否定しただけでなく、2008年から法的に認められていた家具販売店の営業さえ禁止されてしまいました。但し、一時的に2015年末までは、双方とも日曜営業ができることとしています。

しかし、市長の許可により、年間最長12日の日曜営業が認められることとなったほか、指定地区については、国から自治体レベルでの指定制度に一本化される見込みです。

特筆すべきなのは、指定地区制度の一本化により、これまで観光地区で適用されなかった労働条件が適用されることだと思えます。これまで観光地区での店舗では、日曜勤務の日当や出勤条件は、平日のそれと変わらなかったのですが、この報告により、日曜営業の収支次第で営業店舗の増加は見込まれないと思われます。

以上、欧州における小売店舗の日曜・夜間営業の状況を調査しました。一部には営業を認める動きもありますが、総じて欧州全体では、原則として日曜・夜間営業が依然として否定的であり、消費者よりも労働者や競合小売店舗を重視している姿勢がうかがえます。最後に、消費者側からの日曜・夜間営業に関するニーズを調べてみました。

イル・ド・フランス州の市民の80%は日曜営業の方針を支持しており、フランス全体でも、日曜営業規制の緩和を求めている消費者は2008年47%から2013年68%に増加しています。また、日曜・夜間勤務についても、ボーナス付の賃金が付与されるなら、フランス国民の3分の2は勤務すると答えています。ただ、これを逆に読むと、国民の3分の1は例えボーナスをもらったとしても勤務しないと回答しています。

また、パリ商工会議所の調査によると、日曜営業はイル・ド・フランス州における1万5千人の雇用創出につながると指摘しています。しかし、労働組合を背景とする左派だけでなく、カトリック教会や伝統を重んじる右派でさえ、日曜営業には否定的です。

中道政党・民主運動のフランソワ・バイル議長は「商売が最優先にされない日が週に1度は必要だというのは、進んだ文明の考え方でもある」とコメントしています。ヨーロッパの人々が持つ価値観が、この一言に集約されているのではないかと思います。

パリ産業情報センターとしては、今後とも欧州の経済情勢を引き続き調査し、タイムリーに報告してまいります。